

2004年11月2日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 佐藤浩孝 様

環境監視委員会及び環境保全・創造委員会委員有志
開発法子・清野聡子・田中幸雄
仲座栄三・中根 忍・前川盛治
山城正邦・吉野哲夫

中城湾港（泡瀬地区）埋立事業海上工事再開 及び
環境監視委員会、環境保全・創造委員会の運営に関する意見

10月15日、沖縄総合事務局は海上工事の再開を発表し、22日に工事を再開しました。これに先立つ10月12・14日には、環境保全措置の海草移植に関して市民団体との海草被度合同調査が行われ、事業者と市民団体との間で、海草被度の数値の違いが明らかにされました。市民団体との合同調査は、泡瀬海域の自然環境の重要性に関して広く共通認識を得るためにも、また事業実施上も必要なものと考えます。

しかし、合同調査の意義は同じ場所を同時に同じ方法で行ってこそのものであり、今回のような別の日に共通の基準を設けないまま実施し、別個に調査結果を公表するというやり方には大きな問題があると言えます。事業者は、なぜ市民団体からの提案を受け入れず、合意形成が最大限図られるように調査を計画しなかったのか大いに疑問です。

しかも、調査終了翌日に海上工事の再開を発表したことは、調査結果を今後の合意形成に活かす努力を怠ったものであり、また単にアリバイづくりのための合同調査であったと批判されてもやむを得ないと思われまます。

さらに、海上工事開始の根拠となる海草移植の評価もいまだ定まっておらず、アセス評価書確定後に発見された希少種・新種・水産資源重要種に対する評価、その保全措置の有効性などの検討も不十分なままです。今年7月23日、8月23日、9月24日に市民団体・NGOが発表した、新たに生育・生息が確認された海藻草類、貝類については、事業者は十分な調査を行わず、環境監視委員会、環境保全・創造委員会にも報告していません。

また、今年6月に開催された環境監視委員会では、平成15年度の監視調査結果について、多くの委員から問題点が指摘されているにも関わらず、専門家の指導・助言を無視し、事業者独自の勝手な認識だけで、監視調査の結果の概要をまとめ、科学的根拠にもとづいた、

保全策や影響の予測も示さずに、単に工事の影響は生じていないとして、県環境部局への報告が行われました。

このように、はじめに工事ありきの事業者の振る舞いは環境監視委員会、環境保全・創造委員会両委員会を軽視し、設置の主旨を踏みにじるものと言えます。私たちは、これまでも同様な委員会軽視の振る舞いに対し、抗議の意志を示してきました。しかし、今回の事業者の振る舞いが示すように、事業者は私たちの抗議を真摯に受け止めているとは残念ながら思えません。

私たちは、ここで埋立事業の賛否を問うているものではありません。環境影響評価書で約束した事業におけるよりよい環境保全措置を確実に実行するための科学的な検討と、国民への説明が十分に果たされないまま、工事だけがどんどん進んでいくことはあってはならない重大な問題であると指摘しているのです。

今直ちになすべきことは、海上工事の再開ではありません。工事を中断し、これまで得られた知見の整理と情報共有、それに基づく実効性のある環境保全措置の技術的検討及び実効性の検証を行うべきであり、委員会でのこれらに関する集中的な検討が必要です。そのためには、環境影響の評価を行う「環境監視委員会」と環境保全措置の検討を行う「環境保全・創造検討委員会」という縦割りの体制では対応し切れません。両委員会及びその専門部会を含めた横断的な会議が必要です。

私たちは、以下の事項について集中的な検討と事業者に対する指導助言を行う合同委員会の速やかな開催を求めます。

1. 事業者と市民団体が実施した海草被度調査方法の評価
2. 海草移植実験及びH14年度移植の評価と有効な海草藻場保全措置の検討
3. 新たに発見された新種・日本新記録種などに対する保全措置とその実効性の検討

以上

平成17年1月31日

環境監視委員会及び

環境保全・創造検討委員会委員有志

開発法子・清野聡子・田中幸男

仲座栄三・中根忍・前川盛治

山城正邦・吉野哲夫

様

内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 佐藤 浩孝
沖縄県土木建築部長 末吉 哲

「中城湾港（泡瀬地区）埋立事業海上工事再開及び環境監視委員会、環境保全・創造検討委員会の運営に関する意見」（平成16年11月2日付）に関する事業者の見解について

新春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、港湾行政の遂行にあたりご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年、私共事業者に対して提出がありました「中城湾港（泡瀬地区）埋立事業海上工事再開及び環境監視委員会、環境保全・創造検討委員会の運営に関する意見」（平成16年11月2日付）について、委員会事務局より説明申し上げようとしたところ、一部の委員有志から面会していただけない旨の回答があったことから、文書にて次のとおり回答いたしますので、ご理解賜りたく宜しくお願い申し上げます。

これまで我々事業者としては、事業を進めるに当たり、環境影響評価報告書（以下「アセスメント」）を遵守し、詳細なモニタリングのほか様々な調査検討を行いながら、工事实施の際は環境への影響について細心の注意を払い、また環境の保全や創造のための出来る限りの措置を検討し誠心誠意実行に移して参りました。また、それらの状況や結果については誠実に委員会に報告してきました。これらのことに、まずは皆様のご理解を頂きたいと存じます。

さて、このアセスメントに規定した事業者が実施すべき環境保全上の措置は、工事の実施や進捗に伴う環境変化の監視から、周辺環境の保全策、代償措置としての新たな環境の創出方策など、多岐多方面にわたっていることは周知のとおりです。勿論、これらは相互に関係を保ちながら実施されるものでありますが、技術論としてはそれぞれ固有のものがあり、これらを一緒に議論すること

は必ずしも効率的とはいえません。このため、環境の監視に係る部分と環境保全・創造に係る部分とを分けて委員会を設置し、各分野での専門性を生かした議論をより効果的に行うこととしたことは既にご説明してきたとおりであります。

皆様にご提案された環境監視委員会と環境保全・創造検討委員会の合同委員会についてですが、以下の三つの事項の集中的な検討と事業者に対する指導助言を行う目的での開催要請だとすれば、二つの委員会は上記のとおり明確に異なる役割があること、また、これらを一緒に30名を超える委員において議論することは実務的に言っても極めて非効率でありますところ、かような合同委員会を現段階において開催する必然性は乏しいものと考えております。

なお、これらは委員会の運営に関わることでありますので、以上の認識に至る過程においては、環境監視委員会並びに環境保全・創造検討委員会のそれぞれの委員長並びに委員各位に対してその取扱いをご相談しました。その結果、ご相談させていただいた多くの委員において上記の事業者の考えにご理解を頂いていることを、併せてご報告いたします。なお、両委員会の委員相互の情報交換の場は積極的に作るべきであると考えており、本年度も現場視察等を兼ねた勉強会を開催致しましたことを、念のため申し添えます。

〔海草被度調査方法の評価（合同調査）〕

先般の合同調査については、事業者が示すデータの信頼性の確保という観点から、「泡瀬干潟を守る会（以下「守る会）」より要請されたものと認識しており、「守る会」が指定する場所を「守る会」の立ち会いの下で潜水調査し、整理方法も含めて結果を示したもので、調査の意義は十分果たされたものと考えております。

〔海草移植の評価〕

芝植え工法（手植え移植）については、平成14年の環境監視・検討委員会において適用性が高いことが確認されております。また、事業者努力として、海草の生育環境の向上や生育領域の拡大・創造を図るための場の創造を検討しているところであり、移植と併せて海草藻場生態系の保全を目指しています。

〔新たに発見された新種等の保全措置〕

環境影響評価書の定めに従い、貴重種・重要種が新たに確認された場合には、県環境部局と調整をしたうえで、県知事より意見を頂くこととしています。これまで、二度の県知事意見に従い事業者としての対策を慎重に実施してきたと

ころであります。なお、先般、新たに生育・生息が確認されたとする生物につきましては、その希少性を説明する確かな情報が得られておらず、現時点ではアセスに定める県知事報告手続の要件には含まれないと判断しているところです。

以上、ご意見のありました件について、事業者の認識を示させていただきましたが、意見を出された委員の方で更に詳しい説明が必要とのご希望がありましたら、2月中旬までを目途に、沖縄において、意見交換の場を設けさせていただきますので、あらためて意見書の趣旨をお聞かせいただいた上で事業者の考えを説明したいと考えてところです。日時・場所については、希望される委員の方のご都合にあわせたいと存じますので、ご連絡いただければ幸いです。（なお、勝手ながら、ご参集にかかわる経費負担についてはご容赦頂きたく存じます。）

以上、宜しく願い申し上げます。

—以上—

参考：

「2004.11.29 記者発表資料 中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業における海上工事の実施について」